

令和 6 年度 第 1 回水環境における放射性物質の常時監視評価検討会（書面開催）

「震災対応モニタリング」における取得関連情報の対象の変更について

【確認事項】

○議題 1 震災対応モニタリング 取得関連情報の対象の変更について

水環境における放射性物質のモニタリングのうち、東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の存在状況把握のため福島県及び周辺地域で実施している「震災対応モニタリング」については、「水環境における放射性物質のモニタリング実施方針」の中で、対象媒体を水質および底質とする旨、定められている。

また、これら分析にあたっては、「周辺環境（土壌）の放射性物質及び空間線量率、天候、気温、水質の濁度やSS、底質の含泥率や粒度組成等の関連情報についても併せて測定・記録する」とされている。

これらの関連情報のうち、「周辺環境（土壌）の放射性物質及び空間線量率」については、これまでに実施したモニタリングにおいて既に十分な情報量が得られており、今後追加取得が必要になった場合でも、「総合モニタリング計画」に基づき他省庁等関係機関が主体となって実施している放射性物質のモニタリング結果等で代替が可能であると考えられる。（※）

このため、周辺環境（土壌）及び空間線量率については、今後実施する「震災対応モニタリング」において取得する関連情報から除外することとしたい。

【具体的な変更点】

資料 2-1、2-2：水環境における放射性物質のモニタリング実施方針

P2 2-2. 震災対応モニタリング （5）分析

（変更前）

また、上記の分析に加えて、周辺環境（土壌）の放射性物質及び空間線量率、天候、気温、水質の濁度やSS、底質の含泥率や粒度組成等の関連情報についても併せて測定・記録する。

（変更後）

また、上記の分析に加えて、天候、気温、水質の濁度やSS、底質の含泥率や粒度組成等の関連情報についても併せて測定・記録する。

【補足】

・水質汚濁防止法の規定に基づき全国の公共用水域及び地下水において実施している「全国モニタリング」については、P1 2-1. 全国モニタリング （5）分析 に同様の記載があるが、現状で代替えとなる情報を取得している機関がない等、今回除外対象と

することは適当ではないと判断されるので、引き続き関連情報として取得対象とする。

※土壌および空間線量については、総合モニタリング計画に基づき、別途、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等により主体的に実施されている。